

開発許可関係手数料

館林市手数料条例抜粋

32 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による開発行為許可申請等手数料

区分	金額
1 法第 29 条の規定により開発行為の許可を申請する者	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は、次に掲げる開発区域の面積の区分に応じた額
	ア 0.1ヘクタール未満のもの 8,600円
	イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 2万2,000円
	ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 4万3,000円
	エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 8万6,000円
	オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 13万円
	カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 17万円
	キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 22万円
	ク 10ヘクタール以上のもの 30万円
	(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、次に掲げる開発区域の面積の区分に応じた額
	ア 0.1ヘクタール未満のもの 1万3,000円
	イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 3万円
	ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 6万5,000円
	エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 12万円
	オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 20万円
	カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 27万円
	キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 34万円
	ク 10ヘクタール以上のもの 48万円
	(3) その他の場合は、次に掲げる開発区域の面積の区分に応じた額
	ア 0.1ヘクタール未満のもの 8万6,000円
	イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 13万円

	ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	19万円
	エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	26万円
	オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	39万円
	カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	51万円
	キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	66万円
	ク 10ヘクタール以上のもの	87万円
2 法第35条の2の規定により開発行為の変更の許可を申請する者	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を加算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)の区分に応じ1の項に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積の区分に応じ1の項に掲げる額 (3) その他の変更については、1万円	
3 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により建築の許可を申請する者		4万6,000円
4 法第42条第1項ただし書の規定により建築等の許可を申請する者		2万6,000円
5 法第43条の規定により建築等の許可を申請する者	次に掲げる敷地の面積の区分に応じた額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの (5) 1ヘクタール以上のもの	6,900円 1万8,000円 3万9,000円 6万9,000円 9万7,000円
6 法第45条の規定により開発許可を受けた地位の承継の承認を申請する者	(1) 承認を申請する者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合にあつては、1,700円 (2) 承認を申請する者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合にあつては、1,700円 (3) 承認を申請する者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域	

	<p>の面積が1ヘクタール以上のものである場合にあっては、2,700円</p> <p>(4) 承認を申請する者が行おうとする開発行為が(1)、(2)及び(3)以外のものである場合にあっては、1万7,000円</p>
<p>7 法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を申請する者</p>	<p>用紙1枚につき470円</p>